

対象：65 歳以上高齢者

令和 7 年 6 月
受付開始

川根本町高齢者補聴器購入費助成事業

聴力機能が低下した高齢者の生活支援や社会参加の促進によって認知症やフレイルの予防を図るため、補聴器購入費の一部を助成します。

対象者（以下のすべての要件を満たす方）

- 1 川根本町内に住所を有する 65 歳以上の方
- 2 身体障害者手帳（聴覚障害）による交付対象外の方
- 3 両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上 70 デシベル未満で、耳鼻咽喉科の医師が補聴器使用の必要性を認めた方
- 4 住民税非課税の方で、町税等に滞納のない方
- 5 過去にこの事業での助成を受けていない方

助成額

助成対象経費（補聴器購入費）の額の

- 2 分の 1 以内の額（100 円未満の端数切捨て）
- 上限額 5 万円

※申請前に購入されたものは助成の対象外です。

※修理やメンテナンス、申請の際の診察料、文書料などは対象外です。

提出書類

- 交付申請書
- 購入予定の販売店の見積書
- ※耳鼻科医師の証明があるもの
- ※補聴器本体の金額が記載のもの

申請受付は、**令和 7 年 6 月 2 日（月）** から

【問い合わせ先・申請先】

川根本町上長尾 627

川根本町役場 高齢者福祉課 長寿介護室 0547(56)2234／0547(56)1117

〔申請書入手先〕

高齢者福祉課 又は 総合支所窓口

〔ダウンロード先〕

町ホームページ 高齢者福祉課 長寿介護室 高齢者福祉サービス

<https://www.town.kawanehon.shizuoka.jp/soshiki/koreis-hahukushi/chojukaigo/koreisha/15194.html>



助成の流れ

